

取引先に
代金を払って
もらいたい



敷金を返して
もらいたい



隣に静かに
してほしい



そんなときには

民事調停

があります。



民事調停

とは

話し合いで問題の解決を図る裁判所の手続です。
裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、
お互いが納得するまで話し合うことが基本なので、
実情にあった柔軟な解決ができます。

こんな疑問はありませんか？

- 1 手続は難しくないの？
- 2 お金はいくらかかるの？
- 3 終わるまでの期間は？
- 4 「話し合い」ってどうやるの？
- 5 話し合いができた後はどうなるの？

そんな疑問にお答えします！



ナビゲーター
調停こぞう

1

手続は難しいの？

書式も充実、
一人で
手続ができます

申立書の書式が

簡易裁判所の窓口やウェブサイトであり、
簡単に手続ができます。

法律の知識がなくても、大丈夫です。



窓口で書き方を
教えてもらえた！
一人でも書けた！

窓口で申立書を
提出する様子（イメージ）

2

お金は
いくらかかるの？

安くすみませ

手数料の額は、争いの内容によって
異なりますが、民事裁判と比べて
安い費用ですみます。

例えば、**10万円**の代金を請求する場合に
かかる費用は、手数料**500円**と
必要な郵便料金です。

3

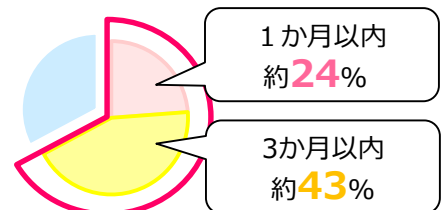
終わるまでの
期間は？

早く解決
できます

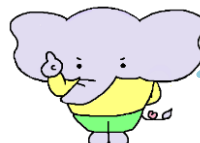
多くの事件が

申立てから**3か月以内**に

調停が成立するなどして終了しています。



※平成28年統計
(全地方裁判所・簡易裁判所)



通常、2、3回の期日で
事件が終了しています

4

「話し合い」って
どうやるの？

裁判官と 調停委員がお話を 伺います

裁判官と**調停委員**が、
当事者の間に入って話し合いをします。

調停委員は、弁護士、医師、建築士など
民間から選ばれており、
専門的な問題にも対応できます。

話し合いは**非公開**なので、
他人に話を知られる心配がありません。

裁判官もいるので、
法律的な問題もOK！

裁判官や調停委員らと
当事者が話し合う様子
(イメージ)



5

話し合いができた後は
どうなるの？

判決と同じ効果が あります

例えば、
話し合いができた（調停が成立した）内容の
とおりにお金が支払われないと、
強制執行ができる場合もあります。

いろいろな問題
で利用できます



例えば

- ・代金の支払
- ・敷金の返還
- ・ご近所トラブル
- ・交通事故等の損害賠償
- ・給料、報酬の支払 など

このような
問題の・・・

約**60%**が
実質的に**解決**

※平成28年統計
(全地方裁判所・簡易裁判所)

くわしくは裁判所のウェブサイトをご覧ください

裁判所 民事調停

検索

<http://www.courts.go.jp/>

申立書の書式もこちらです

携帯電話などで
このコードを読み取ると
アクセスできます



民事調停制度が分かる動画
「5分くらいでわかる!!
民事調停制度」も配信中!
ほくがナビゲーターを
しています!

